

## 岡山県税条例の一部を改正 する条例の専決処分について

国民生活等の混乱を回避するための地方税法等の一部を改正する法律（平成23年法律第13号）が平成23年3月31日に公布されたところであるが、平成23年4月1日から岡山県税条例の一部を改正する条例を施行して、同日から適用する必要があるため、地方自治法第179条第1項の規定により、平成23年3月31日に専決処分したので報告する。

### [条例改正の主な内容]

#### 1 不動産取得税

- ① 心身障害者を多数雇用する事業所の事業主が、障害者の雇用の促進等に関する法律に規定する助成金の支給を受けて取得する、一定の事業の用に供する施設に係る税額の減額措置の適用期限を、暫定的に平成23年6月30日まで延長する。

（附則第17条関係）

- ② 入会林野等に関する権利関係の近代化の助長に関する法律の規定に基づき、入会権者等が取得する一定の土地に係る税額の減額措置の適用期限を、暫定的に平成23年6月30日まで延長する。

（附則第17条の2関係）